

(史料紹介)

関東郡代伊奈の改易と家臣の動向

！武州葛飾郡大川戸村杉浦家文書を中心として！

越谷市郷土研究会理事

本 間 清 利

関東郡代伊奈の改易と家臣の動向

— 武州葛飾郡大川戸村杉浦家文書を中心として —

本 問 清 利

一、はじめに

埼玉県越谷市の西境を流れる古利根川のほとりに、清浄院という浄土宗の古刹がある。竹林に囲まれたその墓地の中に、一きわ目立った数基の並列した墓石があった。寛文年間の迎修墓石で院殿居士号の墓碑銘が私の注意をひいた。この地は、江戸時代には日光道中筋にあたる宿場町越谷の在で、在郷の武士は珍らしい筈であった。

幸いにその子孫は、現在清浄院の川向いである松伏村字大川戸で医業を営んでいる杉浦家⁽¹⁾ということがわかった。当主はその山緒に就いてのくわしい事情を話すかわりに、一箱の段ボールにつめられてあった古文書を、親切に披露してくださった。すでにかなり散佚している模様で断片的な史料が多く、汚損の甚しいものもあつた。この地方の郷土史を明らかにしてくれる貴重な史料が数々あつた。なかでも杉浦家の先祖が享保年間、関東郡代伊奈家に仕官して以来、代々職歴を重ねて来たが、寛政の初め伊奈家騒動の渦中に巻き込まれ、同四年伊奈家改易に伴なって杉浦氏も土分を離れるに至る迄の關係史料は、とくに興味深いものに思われた。

従来、徳川幕府の代官の研究は、直轄領の構造や支配形態を知る上に重要な問題として、幾多の調査研究が進められ、すでに先学の業績も数多く発表されているが、代官の配下において、実際に農民や町人に接触して活動していた手代等の役人については、具体的に如何なる存在であつたのか、余り調査の対象にされなかつたようである。この史料紹介が、今後代官属吏の研究を進める上に一端の手掛りともなれば幸いである。⁽²⁾⁽³⁾

二、杉浦家由緒概略

(一) 慶長と享保期

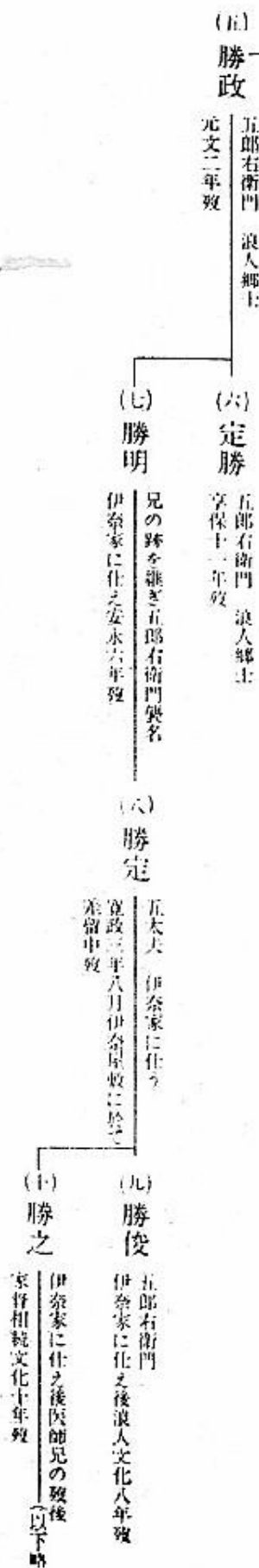
杉浦家の始祖は五郎左衛門定元と称し、豊臣秀吉の被官であつた。慶長のはじめ美濃国竹ヶ鼻城三万石の城主に封ぜられたが、慶長五年の関ヶ原合戦に大坂方へ与力し、合戦前の八月廿一日竹ヶ鼻落城とともに次男定孝と自害している。⁽⁴⁾

定元の嫡子五郎右衛門定政は、その妻が深津弥右衛門の妹で伊奈忠次の妻と姉妹の關係にあつたことから、秀吉歿後の慶長二年、関東に下つて家康に仕へ、知行五百石の代官職として伊奈忠次の配下

に入り、武州秩父領十萬石を支配していた。かれは、はじめ下総国舟橋八日市場の拝領屋敷に住していたが、慶長十三年家康の発願による舟橋意富日太神宮再建の際に、その造営の敷地として杉浦の屋敷地を召上げられた。なおこの造営にあたっては、定政も渥見太郎兵衛と共に伊奈忠次惣奉行の下で副奉行を勤めている。その後定政は屋敷代替地を与えられぬまま伊奈忠次屋敷に同居していたが、程なく忠次は、さき有家康より拝領していた武州松伏領大川戸の陣屋御殿を杉浦家の屋敷として定政に譲った。

この陣屋は、慶長五年奥州上杉征討のため下野小山迄出陣した家康が、同年八月、上方辺の状勢を聞いて急拠江戸へ引返すその途

杉浦家略系図



中、古利根川を船で下って武州松伏領大川戸に差しかかった際、伊奈忠次へ場所よろしき故と陣屋御殿の建築を命じたものである。この時家康はわざわざ陣屋の坪割間敷を記した自筆の覚を忠次にあたえた。よって忠次は、早速近郷や秩父領内より人足を徴集して普請を完了した。そのうち家康の入御がないまま、忠次がこの陣屋御殿をそっくり拝領し、所持していたが、これを忠次が公儀の許可を得て前記の家康自筆の坪割覚状を添えて定政に譲ったのである。この覚状は現在も杉浦家に伝存されている。定政は慶長十八年秩父支配所の検見先にて病死した。

杉浦家三代定次は、父病死の際十一才の少年であったことから、

奉願候覺

私儀段々結構ニ被召仕、雖有仕合奉存候、然処、病氣ニ而七月中
引込養生仕候得共、及老年眼精衰、其上逆上仕、十月頃別而耳
鳴強惣林間兼難儀仕候、右之通ニ御座候而者、御奉公相勤リ兼申
候、依之奉恐入候得共隠居被仰付候様奉願候、家督之義同苗五太夫
江被下置候様仕度奉願上候、以上

明和七年寅十二月

杉浦五郎右衛門(花押・黒印)

富田吉右衛門殿

永田市太夫殿

大河内与兵衛殿

田口勘兵衛殿

富田要人殿

小野沢太也殿

こうして明和八年、杉浦勝明の養子丑太夫勝定が伊奈家へ出仕す
るようになり、伊奈の役宅において書留役を勤めていたが、同九年
父勝明の隠居により杉浦家八代目家督を相続、高三十俵の給分を受
けて御用人見習・書留方兼帯となる。そして同年早くも御目付格な
らびに御用人方月番を勤め、安永二年御用人役として野扶持七人扶
持格をうける。又同七年には伊奈忠教より伊奈忠尊への家督譲りが
行われ、その際の御用掛りを滞りなく勤めたことにより、褒賞として
目録を拝領した。更に天明七年の江戸町飢饉による打こわしの騒動
には、御救方御用掛りとして活躍、非常事態収拾の重任を果たした。
かくて寛政元年には御番頭本役ならびに御勘定場頭取役に昇格、御
年貢金未進吟味掛りとなって同年九月「奥州仙台廻米滞催御用被
仰付、米八千五百石受取廻舟三付、十二月帰宅」というように大役

の出張をも勤めている。又其の頃部屋住頭取役を勤めた事により、
定扶持三人扶持をうけ、譜代家臣なみの扱いをうけた。

五太夫勝定の子、杉浦家九代五郎右衛門勝俊も又、安永七年に伊
奈家に出仕して御勘定場詰、安永九年の関東大出水の際には川々普
請を仰付けられ、鬼怒川通りに出張、天明三年浅間山噴火の時に
は、見分吟味役根岸九郎左衛門に同行して被害状況を調査、天明六
年四月に「多摩 長房村御仕置物検使」を仰付られて出張、つづいて
同年七月十九日関東出水による水難民救済のため、「千住宿江田中
左右馬一同出舟、廿日帰ル、廿一日飢人五千七百人余扶助、八月
朔日迄追々引取」と関東水害御救方として活躍、更に同年十月「上
州筋捕者御用、午閏十月廿四日出立、十一月十九日帰着、水戸様を
拝領物」とあり、続いて「同年十一月廿日川々御普請奉行小貝川筋
江被仰付、御勘定三宅内蔵之助殿・羽田安五郎・佐藤寿兵衛一同相
勤、三月十二日帰宅、百十二日目也」と、ほとんど席の暖まる暇の
ない様子が見える。そして翌年五月には「野州・恩州・常州筋入
参取締御用、六千三百斤取上ゲ十月帰ル」と長期の出張を勤め、同
八年には「上方御用支度斗二面相止」んだが、その十二月に「野州
筋入参隠売致候者捕方被仰付、伊藤恒蔵・我等出ル」と再出張、さ
らに寛政二年二月「房州峯岡へ八木十三郎殿御見分有之、牧場為御
案内、我等雜駕籠二面伝右衛門召連三月二帰着」というように、伊
奈の一家臣杉浦の多方面にわたる勤務の動向は、そのまま伊奈郡代
職の役向が、広い地域に広範な職域をもってこれに対処していた事
を窺い知れるものである。杉浦勝俊は、この間天明五年に勘定場見
習、同八年御目付格にて書留役上座、翌寛政元年四月勘定頭役と順
調な昇進を遂げていた。

以上杉浦家の山緒、ならびに伊奈家臣としての職歴を概観して来たが、次に寛政四年伊奈改易に至る迄の経過のあらまし、ならびに伊奈家臣杉浦氏の役割の一端を史料によって追って見よう。

三、伊奈家改易関係史料

「杉浦家山緒書」の五太夫勝定の条によると、

「右近將監代ニ至リ、同人家来之内右近將監へ不輕儀申勸候族相相見候ニ付、五太夫儀雇下者乍申、父五郎右衛門代之恩儀茂在之、殊ニ家臣同様に相成居候事故、右等之儀其増長仕、万一公儀御用向勤方差支ニ相成候儀杯出来仕候而者、奉思入候儀、隨而者伊奈家之興廢ニ茂狗候程之儀故、難捨置奉存一度々及強諫候処、聊被取用姿無之、不得止事、家中之内同志之者五拾人余ト申入、寛政三亥年以連印誦書差出候得共、却而議官之妨ヲ以、五拾人余之家中不残暇ニ相成、右之内重立候家来井五太夫父子差留置、右近將監自分答申付置候、右五太夫儀、同年八月廿四日伊奈右近將監屋敷ニ百病死仕候」とある。

右の由緒書によつても窺い知れるように、家中の内紛が一つの直接的契機ともなつて、伊奈忠次以来関東郡代（初期には代官職）の要職を世襲し、実に十二代二百年に涉つて幕府の体制内に確固たる地盤を有していたかに見えた名門伊奈家も、寛政四年遂に御家改易の処断をうけるに至つた。この間の事情は、竹内誠氏の詳細な研究が報告されておる（徳川林政史研究所昭和四十一年度調査報告書）、今更ここに贅言を要しないが、竹内氏の研究は主に幕藩体制の転換期における支配体制の矛盾を関東郡代職に視点をあてながら客観的に考察を進めてこれを解明しようとしたものであり、改易事件の際における伊奈家

内部の具体的な動向についてはなお検討すべき余地がある。

生産力上昇にとまらぬ商品経済の全国的な滲透は、年貢収奪によつてのみ再生産を維持して来た封建的支配階級の窮乏をも、相対的に促進させたといわれる。関東郡代職伊奈家もこの例にもれず、その家計は時代を経るに従つて困難の度を増していったようであり、宝暦六年には三万兩の御用金を幕府より拝借している。更に安永三年一万五千兩の御預金を拝借、諸家へ貸附してその利潤で家計を維持して来たが、この一万五千兩の預り金は十五カ年季で寛政元年の返済期限であつた。所が、この年六月馬喰町の伊奈屋敷が類火によつて焼失したため、屋敷普請の物入等を理由に、時の伊奈家当主右近將監忠尊は、同年十一月御預金二十カ年延期の願書を提出（史料一）した。しかし、幕府の返答（史料二）はこれを許さず、五千兩宛三カ年賦の返済を命じている。

数々の業蹟を残して名郡代とうたわれた伊奈忠尊の乱業（史料三）がこの頃よりつづり、伊奈家中の内紛がはげしくなつた。史料中には所見されず具体的な内容は不詳ながら、この家中内紛の鏈を握ると思はれる伊奈家の重臣永田半太夫は、このさき天明八年十一月その理由をも公表されず赤山陣屋の屋敷へ逼塞を命ぜられていた。そこで永田派の領袖と目される杉浦五太夫・野村藤介・会田七左衛門の三名は、寛政二年六月三日、この時の内容も不明であるが、忠尊の実家板倉へ密訴に及んだ。同五日忠尊は密訴不埒のことで右三人に逼塞を命じたが、その後間もない七月十二日、五太夫と七左衛門の役職を免じ藤介は用人役より取次役に変えて逼塞を解いた。

所が同年十一月十六日、右三名を含めた五十四名の家中が連印し

伊奈年寄衆へ誄書を提出した(史料四)

すなわち関東郡代職返上に引替えても一万五千兩の御預金返済二十カ年延期願の許可を得たいという忠尊の不遜な所存は、もつての外と家中の者は驚いていること、特に寛政改革施政中であつて忠尊不行跡の風聞があるが、これは御家廃絶の因になると一同憂慮していること、それというのも元家老永田半太夫を逼塞させてしまったことから御家の非常事態を拾取できる能吏が不在になり、伊奈家の危難は愈々悪化していることなどを列挙し、早急に対策を講ずべきことを要求している。もちろんこの誄書提出の大きな動機として、永田親子の復職という家臣の要求があつたことは言うまでもない。これに対し同月二十六日年寄衆列席の上で家臣らに対し内訴の趣聞届けた。永田親子の逼塞も御免という申渡があつた。(史料五)しかし、連印家中は、永田親子の蟄居を許したのみで、その復職を依然認めていないこの申渡に不満であつた。同年十一月二十七日永田半太夫父子に報告した家中の者の書状によると(史料六)、このような誠意のない申渡しでは、この度願上した者達の趣意は通っていない。伊奈家の将来も不安であるとし、一両日中に榎田様(板倉周防守)へ陳情に参り、もしお聞届けのない場合には、更に別の所存もある故、一同が御答にあつた節は、伊奈家の危難を救うよう何分の取計らいを積みたいと、決意の程を申送つてゐる。この時は板倉家への陳情は暫く見合わせるようにと、永田半太夫が押とどめてゐる。よつて家中の者は内部に於て頼りに永田父子再勤の運動をしたようであるが、年寄衆よりその返事を得られないまま、同年十二月三日再度永田父子の再勤願を、五十三名の連印で年寄衆へ差出した(史料七)同じくこの折に差出したと思われる言上書下書(史

料八)の中で

「扱又御勝手向之儀、御預金之年數茂拾五ヶ年相立申候上者、聊宛々臨時御入用等者御座候共右利倍之潤を以當時者御勝手向茂御丈夫ニ多分之御有金茂可有御座筈之処粗承知仕候得者、右程之御有金茂無御座趣ニ御座候、右者半太夫儀初発、年来手掛申候儀、其上生得秀才ニ御座候得者、當時御勝手向取調被仰付候上、如元御勝手懸り被仰付候ハ、一萬端行届き御家は安泰であるうと主張してをり、御勝手向御用の永田半太夫在任中は御預金等の運用利用で財政に余裕があつた筈であり、現在の窮乏は全く永田の蟄居によるものと理解されている。所がこの月忠尊は病氣を理由に本所屋敷へ引籠り、更に改心の様子もなく乱業を続けているというので、その後も家中の者達は再三に涉り、伊奈家老の一人新井孫兵衛に、半太夫再勤の取次を頼んで返答を催促し続けた。そしてついにたまりかねて、翌寛政三年四月六日五十一名の連印をもって、半太夫復職願を含めた伊奈忠尊出勤要求願を提出する。(史料九)しかるに、その結果は逼塞御免となつていた永田半太夫父子が、間もなく再度の逼塞命令を蒙るという逆効果の始末であつた。永田半太夫は、この再逼塞の直後書状をもって幕府の要人へ内訴状を差出したらしい。それらしい書状の下書によると、

(一)昨日赤山へ帰り慎中であるが御伺立によると門へには及ばず、身分や外出を慎めとの事でありこの段、先ず申上置くということ。

(二)有徳院(吉宗)の御世より諸借用嵩み御役相統仕り兼ねると言うことで、宝曆六年嘆願の上三万兩の御預金をうけ御家の存続を計り、其後も又御預金をうけながら御奉公滞りなく勤めて来た。とこ

ろが右近將監代に至って火災其外物入が嵩み勝手向不如意となつた。その上右近將監の取計いが異状であつたので、家来共が諫言に及んだ處、改心した旨の回答があり一統安堵して精勤して来た。その折家来共が申立てた内訴内容以外の他意は一切ないということ。

(一)板倉周防守殿は、右近將監を隠居させる積りでいるようであるが、これは周防守殿の一存であつて、右近將監の家来共の一向存しないことである。もし右近將監が吟味されるような事になれば、善意はともあれ古田家であるというだけでは、御家断絶を免れることができぬであろうと憂慮していること。

(二)永田家は代々年寄役をしているが、四年以前より知行所住居へ通塞申付られていた處、昨冬通塞差許となつた。しかるに役儀もなく隠居同様の身分である。此度行違ひの事でもし伊奈家が雇絶にでもなつては残念である。従来伊奈家が勤め来た役を滞りなく続けられるように取計ひを御願致したいこと。

以上のような趣旨であるが、これは暗に忠尊を隠居させてその養子半左衛門忠善を家督に立て、混乱した伊奈家を建てなおさせたい意向をほめかしているものであつた。この内訴状は果して幕府に差出されたものか否か不明であるが、その月の廿日、幕府への内訴を裏づけるように、忠尊の病氣欠勤中郡代職を代行していた半左衛門忠善登城の際、安藤對馬守は伊奈家内紛の実情を尋問した封書を忠善に手渡ししている。よつて五月三日年寄衆の評議によつて安藤對馬守への答書を作成、幕府よりの呼出しに応じて五月十三日登城した忠善はその答書を提出した。ところが年寄衆の評議による答書ではなく、右近將監よりの直接の答書が必要とあつてこれは却下された。よつて五月十五日の伊奈忠尊が出勤登城して、「伊奈家内紛の

風説は去冬の家臣申立の事と思うが既に済んだ事であり、その他の外は心当りはない」という至極簡單なしかも不愛想な返答書を提出した。(史料十)

この忠尊に対する幕府の尋問に大きな期待をもつてその結果を待っていた家中は、そのまま何事もなく済みそうな様子を見て、五月十六日以降六月に至る迄の期間に伊奈家内紛の経過を詳細に報告した始末口上書(史料十一)を幕府へ差出したらしい。その結果忠尊の激怒をかつて家中への処罰が行われたものと思われる。即ち六月上旬杉浦五太夫父子ならびに野村藤介・金田七左衛門の四名は伊奈屋敷に監禁され、その他の家中もそれぞれ処罰されたようである(被処罰者氏名は第一表参照)。

なお前記の「伊奈忠尊不行跡箇条書」草案もこの六月以降幕府へ差出す為にかかれたものと思われるが、提出されたものかどうかこれも不明である。その後伊奈屋敷に差留中の前記四名のうち、常に連印家中の筆頭として活動を続けた杉浦五太夫は同年八月二十四日、伊奈家の将来を按じながら悶々のうち、遂に伊奈屋敷内で病歿した。つづいて追打ちをかけるように同年十一月九日、板倉周防守によつて家中の取調べが行はれ、差留中の三名は永通塞にて本所牽舎入、赤山屋敷で謹慎中の永田父子も永牽、この事件に關係した他の家中もそれぞれ御咎の裁許となつたか、これは公式の取調ではなく右近將監自分答のものであつた。しかしこの折、幕府は忠尊を「家中不取締」の責によつて出仕をとどめ謹慎するように達したが、翌寛政四年正月九日早くも出仕を許してをり、これらは凡て忠尊の兄板倉周防守の裁量によるものとも考えられる。これより先十月二十四日忠尊の養子半左衛門忠善は検見の爲赤山陣屋に出向いたまま既に出

奔して行方不明となつてをり、この事実が幕府当局に知れて寛政四年二月ついに忠尊は關東郡代職を罷免され、つづいて同年三月九日知行地没収永々盤居を命ぜられて板倉家に御預りとなる。更に同年六月四日行方不明の忠善が隠れ先の比叡山で発見され、ただちに松平甲斐守守屋敷に連戻されるに及んで、再度幕府の取調べとなり、本所窄舎の家臣三名及び永田父子も差構なしとして釈放されるが、忠善は松平甲斐守方へ永々盤居を申渡された。忠尊はさらに同年九月十八日南部内職頭へ御預け替となり寛政六年八月十九日病により盤居先で、三十一才の生涯を終えた。

以上伊奈家騒動の経過を追つて伊奈忠尊失脚に至る迄の概略を見て来たが、これ等の事実を知る史料は次の通りである。

(史料一)

「御預金年延御願書写

私勝手向之儀、前々々不如意ニ而他借相需必至ニ行支、義父半左衛門御役も相統仕兼候仕義ニ罷成候ニ付、十六年以前安永三年御預金奉願上候処、格別之思召を以、金壹万五千兩翌末年々当酉年迄拾五ヶ年御預ケ被仰付被下置、則其刻々諸家江貸附、右利潤を以御用向是迄無相勤来、冥加至極難有仕合奉存候、随而昔年限中勝手向取直、奉報御大恩をも度、専儉約仕取賄候得共、無存掛多臨時之物入等有之候上、知行所損毛引続手戻りに相成、種々勘弁仕候内、当六月中屋敷類焼仕、誠ニ以前江立返り已後取賄方之方便無御座、其上當暮御預ケ金返上納之時節ニ付、貸附金取立上納可仕候処、近來諸家領分内作損毛引続、返金難相成趣ニ而取立兼、旁以當惑至極仕候、依之何とも自由ケ間敬奉恐入候得共、何卒別段之御仁恵を以御預ケ金猶又廿ヶ年延被仰付被下置候様仕度願上候、左候得者、

右年限中如何様ニも手段を尽取締相付、御余光を以永久相統之手当仕、已後御歎ケ間敷儀不申上候様仕度奉存候、尤是迄格別之奉蒙御大恩候上、ケ様之儀奉願上候も余り勝手ケ間敷儀何共奉恐入候得共、小給之家来共給分借米等申付候而ハ、御用向為相勤候儀故安堵も不仕、左候得ハ外ニ内証可取直仕方も無御座候間、不得止事不奉願恐を茂、御歎奉申上候、幾重ニも御慈恵之程奉願上候、以上

御名

(史料二)

(幕府返答書)

「去酉年返納可有之御預ケ金壹万五千兩之儀、二十ヶ年延之儀相願候得共、右之通年延者難相成事ニ候、併屋敷類焼之事ニも候得者、去年之上納御差延被下候、此上当戊年々五千兩宛三ヶ年ニ割合来ル子迄ニ皆上納可被致候

戊五月

(史料三)

(伊奈忠尊不行跡簡条書覚案)

「(前欠)夜中之儀御身分危別而大勢被召連、他領野嶋村地藏江御參詣被遊、且又富田吉右衛門及五度御目見ニ罷出候得共、御不快之由ニ而御逢無之候処、申江作左衛門宅江被為入、三味線音曲御酒宴度々之事

「、當春中、御病氣之由ニ而永々御引籠之節、公儀江御届茂無之、深川御屋敷ニ數月被為人候、我候ニ御他行被遊、殊ニ御府外遠方江御身分ニ不似合御見体ニ而、坊主女抔被召連、及深更御往来、危之第一ニ御座候事、

「、三月已来此節ニ至候而も、惣御家中御目通不仕候事

人 名	役 職 名	野 扶 扶	寛政三年 被処罰者	寛政二年 十一月 連印者
杉浦五太夫	番頭格 無役	8	○	○
志村太兵衛	取次 権門懸	7	○	○
野村藤介	取次	"	○	○
夏目清太夫	勘定頭 貸附方人橋方兼	"	○	連印ナシ
遠山要藏	取立役 頭取	"	○	○
大河内与右衛門	目付役	6	○	○
青木惣八郎	取次 好文館	(上庄) 6	○	○
森 藤太夫	取立役頭取	"	○	○
鈴木左太夫	勝手頭取	"	○	○
高橋伝藏	"	"	○	○
石塚八郎太夫	目付役	"	○	○
安川三郎次	取ケ方頭取	"	○	○
杉浦五郎右衛門	勘定頭	"	○	○
会田七左衛門	目付格 無役	"	○	○
加藤次郎太夫	用人手伝	"	○	○
古川弥平次	目付役 本所刈兼	"	○	○
萩原猪左衛門	取ケ方頭取	"	○	○
古川弥七	勘定場定役	5	○	○
小川團右衛門	取ケ方定役	"	○	○
永田大八	勘定場定役	"	○	○
八田友太夫	居間定番	"	○	○
横山 蕃	御金方定役	"	○	○
大塚茂右衛門	取立方定役	"	○	○
近藤彦太夫	勘定場定役	"	○	○
志村英藏	取ケ方定役	"	○	○
田中左右馬	書留定役	"	○	○
峯左吉平	広間定番	"	○	○
土屋宗助	同使者番兼	"	○	○

浅見七兵衛	貸附方定役	5	○	○
森新助	勘定場定役	"	○	○
木村藤四郎	"	"	○	○
萩原銀右衛門	" 見習	"	○	○
平島大兵衛	" 定役	"	○	○
佐野万藏	支配方定役	"	○	○
古川次郎右衛門	書留定役	"	○	○
豊島政右衛門	在出役	"	○	○
会田孫七	"	"	○	○
中村彦右衛門	広間定役		○	○
鈴木庄右衛門	勘定場見習		○	○
新井久三郎	以橋方本役		○	○
平野九藏	馬役		○	○
横井勘治	供頭助役		○	○
岡本宗左衛門	祐筆役	"	○	○
今井重次郎	"	"	○	○
夏目小文太	勘定場見習	"	○	○
中村伸吾	取立方定役	"	○	○
吉井一郎右衛門	支配方定役	"	○	○
楠田幸四郎	祐筆役	"	○	○
伊藤恒藏	在出役	"	○	○
狎田弥八	赤山目付下役	"	○	○
近藤一左衛門	中小姓役	"	○	○
今藏兵助				○
原左一右衛門				○
古川藤九郎				○
小崎八右衛門				○

一、御時節柄之御遠慮も無之 遊里江被為入、別而人倫を御欠被遊候御連之事

一、御一座者決而被遊間敷御連ニ而芸婦を被召、御放蕩口外も難仕程之御始末之事

一、柳原土手堀ニ忍口御仕立、御供之人數も無之、忍御他行之事

一、思召ニ随ひ候もの共江者 格別之御手当或者御下金之事

一、藤浪怡悦が事

一、相生町之事

一、人參御用ニ付御取斗御後音之事

一、川嶋政右衛門儀、無御抛重キ御方より御声懸リ有之由之処、其

出所不埒ニ而御虚談之事

一、御普請も御不如意ニ而難被仰付旨、上向江御見セかけニ被遊、

金子芥之ことく御遣捨被遊候事

一、御身分ニ不似合法衣を被召、御拝礼御勤之事

一、尾瀬四郎兵衛が事

一、六月中やまけ原御用之事 九百三拾貳兩貳分

一、大工徳右衛門が事

一、五宗門が事

(史料四)

「寛政二年戊十一月十六日差出候願書写

大殿様御儀、近来如何之恩召ニ御座候哉、御不行跡之趣寄々承知仕、且又世間取沙汰茂以之外ニ御座候、當時者、公儀專右右体之儀御隠密御糺茂有之、既当秋中ノ御支配所中所々ニ而 其筋之儀及見聞候趣取沙汰申聞候族茂有之 隨而者江戸中風聞糺茂可有之 隠密人被差出候御方様江者最早是迄ニ流通有之候哉与奉存候得者 一統心

中恐怖仕、万一右之振合ノ事発表向御沙汰ニ相成候而者、御身之上者不及申上、御家迄茂疵付候様可罷成儀、左候時者御忠孝之道茂不相立、御代々ニ無之御不行跡ニ而 被為蒙御恥辱候御儀何とも悲難無此上茂儀ニ可有御座候、御家中大勢之もの共茂 多分内実之所者君臣和合無之、殿様御言行御不同之儀を歎、永久之安堵無之只今日々々之所凌勤ニ仕罷在、実真之者者不相見候、然上者大前之御役筋主從合躰無御座御下知ニ茂婦被不仕御取斗被為御行届兼候而者、極而何事敷出来、御後悔無御詮筋ニ成行可申哉、彼是考合候程御安堵之儀者相見不申、御危難之程難斗奉存候、且又御預金之儀茂、御願通不相済ニおゐてハ、御役ニ被為替候而茂強而御願可被遊思召之由承知仕候、右躰之思召者御白讀之筋ニ相当リ 却而御首尾合を被為失候筋ニ可成行哉、第一御不敬之筋ニ乍恐奉存候、既ニ御先々代・御先代御拜借金御預ケ金御願被遊候節茂 **破損** 無滞御相統被遊、公儀御大恩被為報度思召候旨之御趣意專之被仰立ニ而、御願御成就被遊候御儀御座候処、御入国已前ノ御当代迄、御數代御相統被遊、御当地之儀者不及申、日本国中江響キ候御役筋、御一己之思召ニ而容易ニ可被辞との御儀、公儀江被為対候而者御不敬御不忠之筋ニ相当リ、御家ニ被為対候而者御先祖様方江御不孝之筋ニ相当、御忠孝丸々御願被遊候而者御身分之御為ニ可相成様決而無御座 御家御危難之基、且亦弥御役御免被為蒙仰候筋ニ相成候而者 御代々之御勤功茂廢し、自ラ大勢之御家来御扶助茂難被成候得者、君臣御慈惠之思召茂無之筋、左候時者誠御由緒有之御旧家御廢家之姿ニ可相成候、此儀ハ御聡明之殿様最初ノ御心得被遊候御儀ニ御座候処、當時之御不行跡ニ被為及候御儀者、何共難解、神仏御心願之御過度ノ御迷被遊候御儀ニ茂御座候哉、是等之儀御諫言可被仰上者御家老役御特前

二御座候得者、極而各様歴然之御取斗格別之御手段茂可有御座御儀
与拳而其御沙汰而已朝暮伺見候得共、聊茂御心配之御様子相見不
申、諸事御意次第之御取斗故、次第御長過被遊、世評共難相濟、御
家之御為難然止、無是非此段申上候、當時之御振台御上向江之御響
二相成候而者、御取直方茂有御座間敷哉ニ奉存候、此上時節後候而
者、縦御改心被遊候共其御甲斐無之、連茂届申間敷御儀、何分此節
速ニ御改心黑白を被為分候様、御老臣御役之儀急度被仰上御座候様
仕度、此段一同煩而幾重ニ茂御賢慮之所奉願候、若又被仰上候上無
御取用御等閑之御儀ニ茂御座候ハ、不是非各様御手ヲ離レ勘弁仕
候外無御座候、

一、永田半太夫殿事、公儀之御沙汰之由ニ而赤山江被遣退塞被仰
付置候、右御咎之筋如何様之御儀ニ御座候哉、御打出シ諸人茂存知
候上之事ニ候ハ、御尤ニ可奉存候得共、其儀無御座、子細不相分儀
二候得者、上之御不行跡被為長候ニ付而者、全御我意之御取斗ニ茂
可有之哉与、一統奉考察候儀ニ御座候、御家中何茂御譜代与申内、
三州以来代々御家老役被勤候旧家之儀、其上御家御危難之節格別之
忠節を被尽、度々無比類大功有之候処、無其詮、却而右之通長ク押
込被差置候段者如何ニ有之、且御養子ニ被為入候節之一件、半太夫
殿專精心を入被取斗、御事成候儀者御藩中不存者茂無御座候、其所
茂被為思召附御憐慈被為懸方茂可有御座候処、及極老候身分、右之
通被成置候段者、殿様人情ニ御外レ被遊御不実之至与取沙汰仕、旁
御心外成御儀与奉存候、最早年數茂相立候儀、父子共逼塞御免被仰
付御^由一統奉願候、左候得者全君臣和合之基ニ相成、御家之
御為与奉存^由此儀茂煩而奉願候、右之趣者、至而不輕御儀ニ付
申上候段者奉恐入候得共、万代之家者一代ニ難替理合君臣共専心を

用可慎之第一ニ有之、此御時節柄御故障之儀茂無御座、上下無事ニ
而此上不諳他評様仕度、随而者各様御特別之儀ニ御座候者御諫言被
仰上、御用無御座候ハ、煩而被及強諫、幾重ニ茂御改心被為有、隱
便ニ相治リ候様仕度、身命を抛一統奉願候、何分可然様御取斗之儀
奉願候、以上

寛政二年戊十一月

五拾四人連印省略(後出第一表参照)

富田吉右衛門殿

出口勘兵衛殿

新井孫兵衛殿

大河内与兵衛殿

出口弥左衛門殿

(史料五)

「戊十一月廿六日家老共列座申渡書写

各事此度細密之願書を以被申立候筋、委細達御聽候処、一々御聞
届被遊御満足候、以来御改心之思召候、此段一統為安堵申聞候様御
意候、但、永田半太夫父子之義茂御免被仰付候」

(史料六)

戊十一月廿七日 赤山ニ罷在候永田半

太夫江差出候書付写

此度、御当家御危難之義ニ付無摺、私共一同相談之上別紙之通書
付を以、當時御勤被成候御年寄中江奉願候処、是迄何之御尋等茂無
御座候処、昨廿六日別紙之通被仰渡候、是迄一切巨細之御尋茂無御
座猶又此度被仰渡ニ茂何々申候訳茂無之、別紙之通被仰渡候上者
此度願之者其趣意茂相立不申、御当家無御相違御相続之所、甚無覚

東奉存候ニ付一兩日中櫻田様江一同罷出奉願上候覺悟ニ御座候、万

一櫻田様ニ而御聞請茂不宜候得者猶其上ニ茂所有御座候、右者奉對

御上江候大儀ニ御座候得者私共何様被仰付候茂難斗奉存候、万一私

共身分強御答ニ茂御座候得者御危難を奉救候儀茂相成不申、其中從

公儀御沙汰ニ而茂御座候得者甚残念之至ニ奉存候間、私共身分働方

出来不申候節者何分、御家之御危難御救被下候様仕度奉存候、依之

別紙願書写志通被仰渡書一通差上申候、右書付共得与御披見被成

下、万一私共身分働方出来不申候節者、宜御取斗被成下、御家御無難

御相統御座候様之御取斗を偏ニ奉願候、**破損**ニ者被成御座候得共、

御家御大切之御儀ニ付、右之段申上置候、以上

寛政二年戊十一月

水田半太夫殿 杉浦五太夫以下

水田九郎兵衛殿 拾一名連印略十

(史料七)

水田半太夫再勤願書写

先般奉願候書面之内、水田半太夫殿御父子逼塞御免之儀奉願候

処、御聞濟之上御免被仰出、同難有奉存候、然候処先達而御改心

被遊候御意之趣御達、其節半太夫殿再勤之儀奉願候処其儀者願書而

無之三付、御取斗難被成旨被仰聞候、右者元來逼塞御免之上者再

勤被仰付候儀与、同奉存罷在候儀ニ付何連ニ茂半太夫殿再勤被仰付

之儀、急速御取斗被下候様仕度奉存候、依之、同奉願候、以上

寛政貳年戊十二月

五拾三人

富田吉右衛門殿

田口勘兵衛殿

新井孫兵衛殿

大河内与兵衛殿

田口弥左衛門殿

(史料八)

言上

御当家之御儀者、御代々御役御座候而御家来御年寄共を始、惣御

家中旧家多御座候得共、参河以来之御家来者多分ニ者無御座候様兼

々承知仕罷在候、然ル所永田半太夫父子儀、去々申年冬赤山江被差

遣同年暮々逼塞被仰付候処、唯今以其候相慎罷在、御免等之御沙汰茂

無御座候、右水田家之儀者参州以来之旧家ニ御座候而、代々御年寄役

相勤古キ儀共茂及承相覚罷在可申儀ニ奉存候、殊ニ当半太夫儀者年

老ニ御座候而御數代奉勤仕、數度之大御用茂首尾能相勤其上御勝手

向之儀ニ付候而者別而拔群之大勤功共ニ御座候之処、右之通被成置

候儀、於私共ニ茂無本意儀ニ奉存候、老年之儀ニ御座候得者右逼塞

之俣朽果可申茂難斗、左而者旧家勤功之詮茂無御座候ニ罷成申候、

誠ニ外之御家と違ひ御当家之儀者、御代々御役之儀ニ御座候得者、

右之通旧来之御家来第一ニ御用ひ御座候儀肝要と奉存候ニ付、半太

夫父子家柄人物勤功ヲ以被為思召有、格別之御慈悲ニ而此節早々右

父子出勤被仰付候、家柄勤勞之詮茂相立右父子之儀者勿論、御家

中之者共茂御奉公筋格別ニ相励、卑劣之了簡等茂出不申弥以身命を

抛、我増々勤功ヲ心懸候様ニ相成候、御家者盤石御丈夫相成甚以

御為宜敷誠ニ御安堵之筋ニ相成可申奉存候、扱又御勝手向之儀御預

金之年數茂拾五ヶ年相立候上者聊宛之臨時御入用等者御座候共、右

利倍之潤を以當時者御勝手向茂御丈夫ニ多分之御有金茂可有御座候

之処粗承知仕候得者、右程之御有金茂無御座候ニ御座候、右者半太

夫儀初癸亥年来手掛申候儀、其上生得秀才ニ御座候得者當時御勝手

向取御禮侍候上如元御膳手懸リ被仰侍候ハ、万端ニ付御禮茂行届可申儀遊而者、御家御長久之基ニ相成、御心休ニ茂罷成御家中茂安心仕候而、御為甚宜敷奉存候、右御答之詔合茂不奉存此段奉申上候儀、兼忽之儀ニ相聞江恐多者奉存候得共、御家之御為を而已奉存余事ニ相拘不申、同意之者申命、右半太夫父子再勤之儀連申を以、奉願上候 以上

(史料九)

「亥四月六日差出候願書寫

奉願候覺

大殿様御儀御病氣之由ニ而去薛々御引誦被遊致月相立最早御期月茂近寄候得共、御出勤之御沙汰茂無御座、此節之御容特御出勤難被遊程之御様子ニ茂不被為有候趣、内々奉風聞候、御時節柄永々御引籠被遊候而者、上向江之御聞茂如何ニ有之、御大役御引誦被遊候御身分御等閑之筋ニ相聞候而者御首尾合ニ茂障可申、且亦御過失有之御引被遊候趣ニ世間取沙汰有之由風聞仕、乍恐心外至極之御儀ニ奉存候、依之猶又奉願候趣意者、去冬中一同存寄候趣奉願候趣、申立之趣御許容御満足被遊候由ニ而御改心可被遊旨被仰出、一同難有御請奉申上候、其節永田半太夫殿再勤之儀奉願候趣、御沙汰茂無御座候ニ付新井孫兵衛殿江及數度御催促申上候得共、每度御承知被成候由之御挨拶而已ニ而、此節ニ至候而茂再勤被仰渡茂無御座候ニ付、御執成茂無御座御儀哉与疑惑仕候、先達而茂申上候通御改心被遊候由之被仰渡而已ニ而其御改期顯然之御儀茂無御座候得者、何卒半太夫殿再勤并九郎兵衛殿出勤被仰付之儀、偏ニ奉願候、左候得者御改心之御証第一之御儀ニ有之御憐慈を以上和**破損**成行一同難有可奉存候、先願御許容被遊候日被仰**破損**い才連茂半太夫殿再勤九郎兵衛殿出

御禮御村御禮茂行届可申儀遊而者、御家御長久之基ニ相成、御心休ニ茂罷成御家中茂安心仕候而、御為甚宜敷奉存候、右御答之詔合茂不奉存此段奉申上候儀、兼忽之儀ニ相聞江恐多者奉存候得共、御家之御為を而已奉存余事ニ相拘不申、同意之者申命、右半太夫父子再勤之儀連申を以、奉願上候 以上

寛政三年亥四月 五拾壹人

富田吉右衛門殿

田口勘兵衛殿

新井孫兵衛殿

大河内与兵衛殿

田口弥左衛門殿

(史料十)

御答書申書(寫)

私家來共先達而々不隠趣風説ニ及御聞、如何様之儀ニ而候哉不相包可申上旨御封書を以蒙御尋奉畏候、此儀私共斗之儀ニ付、去冬中家來共存寄申聞候趣有之、其筋無余儀事ニ付、申立之趣承届其段申渡一統御承知之積申出相濟申候、前文蒙御尋候儀是等之儀ニ而茂可有御座哉外、心当リ之儀、曾而無御座候、右為御答申上候、以上 月 御

(史料十一)

破損之覺

伊奈家之儀、御入国以來數代御役相統仕、繁多之大御用茂無漸相勤來リ候家筋ニ御座候所、右近將監様如何之思召ニ御座候哉、近年御不行跡之風説内外有之、其沙汰上向江流通仕候而者御賞罰專御札之御時節、御家之為不宜儀難然止、去戌六月三日板倉周防守様江杉五太夫・野村藤介・会田七左衛門内々伺出仕御目通奉願、始末具ニ申上候所御許容被成下、何連ニも御取斗可被下旨御意ニ付引取候

処、同五日右伺出之儀年寄共江無沙汰ニ罷座候段、若越致方不埒之旨ニ而三人共道寒波御付相慎罷在候処、七月十二日道寒御免之上藤介儀者用人役御取放取次役御付、五太夫・七左衛門者役儀御取放無役ニ御付、相慎罷在候得共、周防守様江申上候趣右近將監様御聞濟も無御座候哉、聊茂御改心之御様子相見不申、却而御役筋も御等閑之御様子ニ其安心不仕、當時之年寄共茂其儀ニ心を用候様茂相見へ不申、御家之安危ニ抱り候儀難捨置同腹之者共五拾四人申合、御改心御諫之申立有之候様致度段、年寄共江連印を以、戊十一月十六日願書差出候処、入御聽ニ候由ニ而同月廿六日連印之もの共呼出年寄共列座ニ而申立之趣御聞届、御満足被成以東御改心可被成候間、一統為安堵申渡候様右近將監様仰之由申渡候、然処三河已來代ニ家老役相勤候永田半太夫儀科之子細茂不相分、四ヶ年以前十一月、赤山陣屋元江被遣父子共嘉嘉被御付置候ニ付、此儀茂御免御座候様申立候処、御免者被御付候得共再勤之御沙汰無御座候ニ付、尚又於其席再勤之儀申立候得共、願書ニ道寒御免と計有之、再勤之申立無之間難申上旨申聞候ニ付、半太夫再勤之被仰渡有之候得者御改心第一之証拠ニ御座候之所、無其儀候得者被仰渡の已ニ而御改心之証拠無之、無是非周防守様江半太夫再勤之儀奉願候心得ニ御座候得共、去年六月五太夫・外式人御内訴ニ罷出候節、各御答ヲ請候得者此度逆も必定御答ヲ請可申、左候時者異変之御危難等出来之節、可取計様無之ニ付、御答被御付、働も不相成節者慎中ニ候共罷出御危難救與候様半太夫父子江申遣、既ニ周防守様江罷出候支度取調候中、半太夫々以書而暫控可申旨申越、既に同人右書面を持、周防守様江罷出御愁訴申上候由之所、何連ニも思召有之御取付可被下候間五拾人余之もの者騒立不申候様、取調可申旨、御意之由ニ而半

太夫儀直ニ馬食町屋敷江罷越、當時之年寄共列座、新井孫兵衛宅ニ而右近將監様御改心被成候儀、急度請合候間鎮り可申旨申渡候、前ニ規定相違不仕取計候半太夫申聞候儀ニ付承届、一統不平之儀無之様慎罷在、猶又十二月三日半太夫再勤之願書差出候処、新井孫兵衛請取、其後數度及催促候得共相濟不申候所、右近將監様十二月下旬ニ御病氣之由ニ而御引籠被成、為指御病氣之御様子にも無之趣風説仕、永々之儀ニ而期月も近寄候ニ付御出勤御座候様仕度段之願書、当四月廿六日差出候所、年寄共請取願之趣可申上旨申聞候、然処五月三日重役之者一同御呼出、半左衛門様被渡候者四月廿日御登城被成候所、安藤對馬守様ニ御封書相渡、其御趣意者家來共先達而ニ不穩風説被及御聞候、子細不相包可申上旨ニ有之候、右御答書評義致シ可申旨之仰付評儀仕候中、同十二日對馬守様御呼出申來ニ付、右者御封書御答之御催促ニ而有之候由ニ而、猶又重役之者御呼出、此間被仰渡置候御答書按可差出旨之仰ニ付、既に御書面差出候所、半左衛門様十三日早々城へ被成候所、重役之者共評儀之上仕立差出候書面者御用無御座、右近將監様御出勤之上可被仰上趣之御答書被差出候哉之趣ニ相聞へ、当月十五日御出勤被成候得者思召通之御答被仰上候御事と奉存候、其品ニ寄候而者奉蒙御尋候御儀も可有御儀も可有御座候哉と、其御沙汰奉伺罷在候得共、今以不奉蒙沙汰も候、半太夫父子再勤被御付も無御座、當時之年寄共差引ニ而者諸事差支之已ニ有之、半太夫儀過失も不相見候得者再勤被御付候様、再三願上候共決而難相成事ニ有之、我候之願ニ候旨御叱りを請申候、然共同人過失之子細相分再勤難被御付儀ニ御座候得者、強而奉願候段我候之筋ニも可有之候得共、過失之子細不相分御吟味も無之御答被仰付候儀一統服不申、且又御持役之外臨時大御用等之節逆も可付届

儀無之、御用向差支候而者自危難之甚、御家之爲と存半太夫再勸被仰付之儀奉願候処、御許容無之却而半太夫父子儀可罷在旨、改而被仰付一統不奉得其意、御家之治り方相見不申敷敷次第三奉育候、依之奉恐入候御儀ニ御座候得共、何卒御声掛被成下半太夫再勸被仰付、政事元ニ復、伊奈家安全ニ治り上下和合、我代由來之御役無御相續成様、御慈慮之程偏奉願候、此段各様御賢慮を以、可然被仰上被下候儀願初登之儀御心得も無御座候得共、被仰上之節御差支も可有御座哉ニ付、要談之儀者書面ニ辨願候得共、是迄之始末一通り口上書ニ仕願書写差添申上候、委敷儀者、御尋ニ隨ひ口上ニ面申上候、以上

四、伊奈家改易後の杉浦家

連印家中の筆頭とも見られた杉浦五太夫は、寛政三年八月差留先の伊奈屋敷に於て病歿した事は前記の通りである。その子五郎右衛門定俊は、「杉浦家由緒書」によれば、寛政四年六月まで本所家舎に留置されていた処、

「右近將監身分慎申翌年六月四日伊奈半左衛門、比叡山松平申斐守様屋敷江着、既ニ惣家中井五郎右衛門兄弟（定俊の弟勝之共に伊奈家来）共理非善惡相分り、同月六日申斐守様之役人本所傘屋江被相越、聊差構無之候間勝手次第引取浪居可致旨被申渡候節、五郎右衛門義古来々所持来候、大川戸村屋敷御由緒茂御座候事故、是迄之通所持致度段申立候処、右屋敷者義父五太夫非借金引宛ニ差入置、敢而上納滞候筋ニ者無之候得共、右近將監自分答申付置候内、右之趣意ニ而公儀江申立候趣故、強而申立候節者右近將監父子ノ為ニ茂不宜右屋敷公儀々國所被仰出候義茂有之聞敷、全ク拜借金上

納滞之儀ニ而御払ニ相成可申候間、追而時節を以取戻所共可致被申候間、無趣願止ニ仕既日引払浪人仕候」

とあり、古来より所持の大川戸村拜領屋敷は五太夫差留中、既に拜借金引宛として伊奈家より公儀へ届け済となつており、伊奈家改易によつて杉浦家屋敷地は御払地とされ、入札される事になつた。よつて定俊は実家の縁者、久喜郷甘棠院領吉右衛門方に身を寄せることになるが、この御払地の理由となつたと思われる御用金借用証文を左に提出する。

「前欠、此質地田畑屋敷、合式町式反式畝拾四歩但御水帳小拾書按別紙帳面差上申候

右者此度願之上御用金之内御貸附被仰付、難有奉請取候、年季之儀者当亥二月来クル卯十二月迄五ヶ年季ニ相定、利足之儀者年一割之勘定を以、年々十二月十五日限御上納可仕候、尤年季之内ニ候共御用之節者被仰付次第、不限何時元利金共早速差上可申候、勿論年季明期月ニ至候ハ、元利不残相揃上納可仕候、万一差滞候ハ、為質地差上置候、拜借人喜左衛門所持之地面、加判人方江引請元利金共無相違急度上納可仕候、若其節金子調達兼候ハ、加判人地面迄惣村方江引請、其上ニモ不足候ハ、惣百姓ニ而償聊茂無滞早々上納可仕候、右御用金之儀ニ御座候得者、飯内外如何様之違變有之候共右御極之通、少も違背不仕、其節ニ至御願ケ間敷儀一切申上聞敷候、為後証親類并五人組・惣百姓代・村役人一同が印之証文差上申候、仍如件

安永八年亥二月

武州葛飾郡大川戸村

「天明四辰年正月」

拜借人 喜左衛門

拜借金添証文之事

（親類五人組百姓代年寄名主連印略）

此度無異要用ニ付、松伏領大川戸付ニ私所持仕候、田畑屋敷合式町式反式畝拾四歩、水帳引合小拾書上、家守喜左衛門名前を以、御用金六拾兩辰ノ申迄五ヶ年季願之通相借難有奉存候。則別紙証文差出申候、然上青年志割之利金、年々十二月中無滞相納年季明候ハ、元金上納可仕、若其節ニ至金子調達仕兼候ハ、書上置候地面御弘ニ相成候共可申上儀、會而無御座候、依之添証文仍如件

文明四辰年正月

杉浦五太夫

佐藤次郎左衛門殿

鈴木左太夫殿

しかし、ここで注目したいのは杉浦家が伊奈家に仕官以來、杉浦家屋敷地を含めて土地を媒介とした金銭の貸借を頻繁に行つてゐる事である(杉浦家質取証文類)。これは土地集積による、不在地主をねらつての單なる目的があつてのものとは思われぬ。むしろ、前記御用金拝借の前年、則ち安永七年を以ての貸借關係によつて集積されてゐた。一町六畝二拾歩の土地を、杉浦家の家守喜左衛門へ借しげもなく譲り渡してゐるのも、そのあらわれと思われ。杉浦家の主家伊奈家が宝曆度より度々、公儀より御預金を拝借し、それを諸家へ貸付け、その利潤によつて不知意の家計をきりぬけて来たことは伊奈家關係史料に見る通りであるが、その他にも公儀より依託された御用金や貸附金の貸出を利用、貸附先の農民や町人から貸附金の一部を更に伊奈家、家臣が借用した形で吸収して来た事実もあり、杉浦勝定の拝借金も、家臣所持の土地屋敷を引当てて實際は伊奈家が流用してゐたものの一因と見られないこともない。故に勝俊が本所筆會より出所の際「是迄之通所持致度段」申立てられたものとも思われ、拝借金に關しての伊奈家内部の事情を今少し追

う必要があるが、今はその余裕はない。ところで杉浦家屋敷地の二町二反二畝拾四歩の所持地は、もともと元禄十年の再檢地により改めて除地をふくめ高請されたものであるが、元禄八年檢地の際差出された絵圖面のひかへによると、屋敷地面の惣反歩は六町老反七畝十五歩内、敷堀敷式町八反志畝廿歩の広大な地面であり、居屋敷の周囲は、巾二十間と十三間の堀をめぐらし、その内側を築山によつてかこんだ、典型的な豪族屋敷を思わせるものであつた。この屋敷地は屋敷主の杉浦氏が伊奈家に出仕、赤山陣屋内に屋敷を拝領するに至つて家守を置いて差配させることになる。家守・地守人はその後多少移動があつたが、結局安永六年喜左衛門という杉浦家縁故のものが勤めるようになる。

「相定申家守証文之事」

一、田畑屋敷合三町式反九畝四歩

此高式拾九石三斗四升九合三勺

一、建家、横五間 長七間 卷軒、但建具疊添右者大川戸村三前々御所持之地面建家、此度私勝手を以家守役相願候御承知之上、当西ノ来ル午迄拾ヶ年季、家守役御請負仕候趣実正ニ御座候、然ル上者左之御ヶ条相守、勤方等閑ニ仕間敷候御事

一、御公儀御法度 急度相守都而限ヶ間敷儀不仕博奕勝負事ハ勿論、人集・人請・口入事并出所不知もの宿仕間敷候御事

一、右地面ニ掛リ候、御年貢米水、村役人中割触之通、無滞相納其時々請取印形取置年々勘定ニ組可申候御事

一、諸役入目等村役人中 割触次第村並差出請取書取置、是又年々勘定ニ組可申候御事

一、作徳米水之儀ハ別紙小作人附帳面之通勘定を請、取立之御年貢

諸役出錢等差引、相残り候分年々十一月廿日を限、聊未進不仕勘定可仕候御事

一、右地面為役給、老ケ年金貳兩貳分宛被下候間、村並之諸役相勤尤格別之過役有之節ハ村方並ニ勘定御立可被下候間、其分村役人中請取印形取置勘定小組仕上可申候御事

一、田畑地境之儀、不埒ニ不相成様平口心を用、聊も等閑之取斗仕問敷候御事

一、小作米江戸廻之節、河岸出シ之儀ハ私方ニ而相勤、船積後之運賃ハ御手前ニ而御払被成候御定ニ御座候事

一、宗旨之儀者代々真言宗ニ而大川戸村妙樂寺且那ニ紛無御座候、宗門帳面ニ妙樂寺印形を以御請仕置候間、御用之節ハ其節御札被下候得者相違無御座候御事

右之条々承知仕家守御請負仕候上ハ諸事御差図ニ随ひ念入相勤、都而村法相背申問敷候、万一不埒有之候ハ、何時ニ而も家守役御取放可被成候、若引負等仕候ハ、請人引請相弁、少も御損難掛申問敷候、無滞相勤年季外重年被仰付候ハ、此証文を以、何ケ年も御請仕候、為後日家守証文 仍而如件

安永六年酉十月

武州葛飾郡大川戸村

家守請負人、百姓喜左衛門

同国同郡 銚子口村

請人 名主 善兵衛

杉浦五太夫殿

杉浦家當時の所持田畑三町二反九畝四歩とあり、この中から先祖伝来の名請地を除いた田畑壹町六畝二十歩を、翌安永七年、家守喜左衛門へそっくり譲り渡した事は前記の通りである。ところが杉浦

家名請地は、御払後の入札によって同村の組頭五郎兵衛といふもの所有となつたが、その入札金の出所は、杉浦定俊の娘のたゞの類みで、勝後の実家宮本家より出されたものであり、五郎兵衛の地所質流しによって、久喜本町の宮本家の所有となり、引続き喜左衛門がこの地所の地守を続けることになる。又杉浦屋敷はさきに小倉忠右衛門という伊奈家臣の預り処とされていた処、伊奈家改易後、御見捨とされたので杉浦母子が久喜より戻つて再び居住しようとした。ところが前々より家守として留守居していた喜左衛門に辛く当られ、やむなく同村彦右衛門という縁者の家に身を寄せることになつた。此所に於て杉浦母子は、「喜左衛門儀、五太夫殿父子の厚恩を請、百姓株に有附、家守致給金取候上数年安泰ニ大家ニ仕給致候」大恩をもじ却致し屋敷をも乗取ろうと企てる喜左衛門に、地所立退の訴訟を起す。一方地主宮本家も喜左衛門の不都合を咎めて地守取放しの訴訟を起し、寛政四年より同八年迄、再訴訟・追訴訟とこれ又反訴訟をもつて對抗する喜左衛門とはげしい出入を重ね、結局寛政八年八月喜左衛門は地守を返上、大川戸屋敷を立退くという条件で示談、多年に渉る争論も決着することになる。その後文化十年宮本家は古来よりの由緒をもつて大川戸地所を杉浦家へ正式に譲渡した。

五、おわりに

以上、杉浦家文書によって伊奈家改易に至る迄の、その騒動の経過を中心にして、一戦国城主の末裔が徳川家康よりの拝領屋敷に、在郷浪士として住つて至つたいきさつ、ならびに伊奈家仕官後のその職歴や、伊奈家における杉浦氏の役割、さらに伊奈家改易後の

杉浦家の動向等に就いて見て来た。なお残された問題として特に家臣を通じての伊奈家の金融関係のしくみや、杉浦家の土地経営の内容等、いくつかの点で考察を進めなければならぬ必要があるが、いづれ機会をみてこの点を追求したいと思つてゐる。

紙数の制約と力不足により粗雑な史料紹介となつてしまつた。未熟な筆稿をお詫びしたい。

註

- (1) 埼玉県葛飾郡松伏村大川戸杉浦貞氏
- (2) 例えば村上直氏・石川準吉氏等一連の研究業績がある。
- (3) 以下引用史料は特に断らぬ限り、すべて杉浦家所蔵文書による。

(4) 「濃飛兩國通史」下巻二五頁と二六頁。

(5) 中村孝也「徳川家康文書の研究」中巻四六五頁。

(6) 伊奈家十一代忠敬の実子で十二代忠尊の養子となり、寛政四年六月松平甲斐守元永預りとなり、文化四年病歿。

(附記) 本稿を成すにあたり史料閲覧に多大の御便宜を与えてくださった杉浦貞氏、又数々の助言をたまわつた竹内誠氏の御厚意に対し誌上より厚く御礼申し上げます。